

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>道路台帳は道路法第28条に基づき作成が義務づけられているほか、道路行政を進める上で必要となる各種統計資料や、交付税の算出基礎資料となるなど、極めて重要な基礎資料である。</p> <p>道路台帳の補正は、年度ごとに道路管理者が実施する工事、道路区域の変更等に基づき、附図及び関連する調書データの修正を行うものであり、データ等の経年変化を把握し、地図作成から各調書のデータ作成までの一連作業を実施する必要がある。道路台帳附図は、県並びに県内市町村が共同利用する、県域統合型GISの岐阜県共有空間データの骨格（基礎）となる道路地図として「岐阜県共有空間データ製品仕様書」に位置づけられた最も重要な基礎データで、道路台帳データが県域全体の品質を大きく左右する。</p> <p>このため、道路台帳の補正にあたっては、共有空間データの道路部及び周辺地物補正を一体的に行う必要があり、共有空間データの地図調製及び品質検証業務を委託し、高い品質確保を図りつつ精度の高い共有空間データ補正及び修正を行わなければならない。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>(公財)岐阜県建設研究センターは、県と一体となって県内の社会資本の整備充実を図ることを目的として県100%出捐団体として設立された公益法人で、県内の建設事業に関する総合的な調査研究・データ整備、公共事業に係る各種の業務の支援業務を行っており、平成17年10月には「品確法」に基づく発注者支援団体として認定されるなど、建設行政支援に関する唯一の準公的団体である。</p> <p>岐阜県では、道路台帳補正業務を平成4年度からセンターに委託しており、これまで蓄積された台帳補正・交付税基礎データ作成・施設台帳管理システム・供用開始区域変更資料作成ノウハウを有すると共に、建設事業に関する専門的な知識と人員を有しており、データ修正・整備から精度管理（品質検証）に至るまで一貫して行える唯一の者である。</p> <p>県域統合型GISは、県並びに市町村の共同利用方式により運用をしている状況の中、道路台帳補正業務は、共有空間データの道路部及び周辺地物補正を一体的に行う必要があり、県域全体の品質を確保するには、県域統合型GISの運用団体であるセンター以外に適当な者は存在しない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。